

環境ISOにみる認定・認証の考え方

吉澤 正

社会工学系教授（ビジネス科学研究科）

はじめに

グローバル化・情報化の流れの中で、日本社会の構造改革の必要性が声高に叫ばれ、国立大学もその波に巻き込まれつつある。アルビン・トフラーによる「第三の波」が世に出て情報化社会の到来といわれたのは1970年代初めである。その後も長い間グローバル化や自由競争の荒波にもまれることのなかった金融・建設など政府依存型の産業分野では、つとてその構造的な問題を指摘されながらも、根本的な改革は依然として進まなかつた。しかし、いち早くグローバル化の始まった製造業などの一部の産業界では、約20年前から企業経営にその影響が現れだした。

筆者は、たまたま、環境マネジメントなど各種経営管理システムの国際規格の作成やそれらに基づく適合性評価制度に関係してきた。そこでは、企業のみならず自治体、大学、病院などを含む一般の

組織が「いかにしてその関係者から信頼を獲得し維持していくか」が問題であり、そのためのツールとして、内部監査や外部監査、自己評価や第3者評価、システム監査やパフォーマンス監査、専門機関同士によるピアレビューなどが工夫されている。ここでは、筆者の限られた経験ではあるが、最近の適合性評価制度の一つである環境ISOの状況を紹介し、そこでの評価や審査に関連する考え方について触れてみたい。

1. 環境ISOの普及

1996年に始まった環境マネジメントシステム審査登録制度がこの5年間に急速に普及し、昨年末には登録件数が8000を越え、今後5年で4,5万件に達すると予想される。この制度は俗に環境ISOと呼ばれ、その概略は図1に示すようなものであるが、次のような要素から成り立っている。

①ISO14001に準拠して組織が環境マネジメントシステムを構築して運用する。ISO14001は国際標準化機構が1996年に発行した環境マネジメントシステムの国際規格であり、わが国では日本工業規格JIS Q 14001に採り入れられている。

②環境マネジメント審査登録機関が組織の環境マネジメントシステムがISO14001に適合しているかどうかを審査し、適合していればその組織を登録する。審査の手順や審査員の資格についても基本的にはISOで作成したガイドラインに

従っている。日本や米国では、審査登録(assessment and registration)といつていいが、欧州などでは、認証(certification)といわれ、審査登録されることを認証取得ということもある。

③この制度に必要な環境マネジメント審査登録機関が国際的に定められた要件(ISO/IECガイド66)を満たしているかを審査する認定(accreditation)を日本適合性認定協会(JAB)が行う。

④また、審査員研修機関及び審査員評価登録機関の認定もJABが行う。審査員

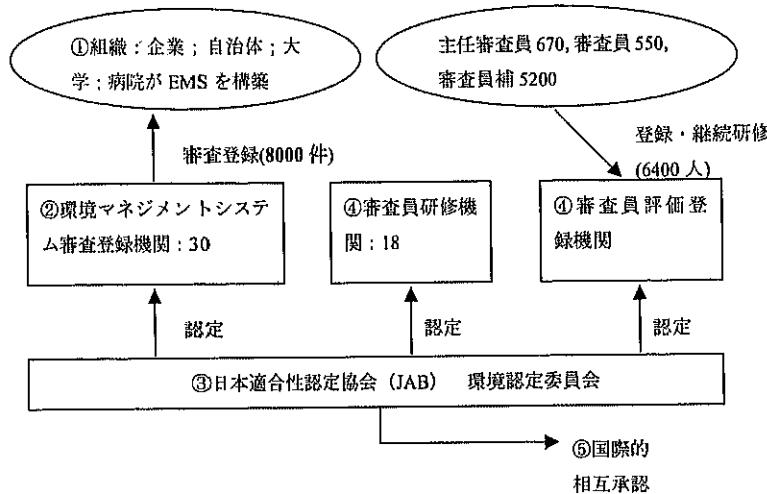


図1 環境マネジメントシステム審査登録制度

環境マネジメントシステム：ISO14001

監査ガイドライン：ISO19011

審査機関が満たすべき要件：ISO/IEC ガイド66

認定機関が満たすべき要件：ISO/IEC ガイド61

評価登録機関は、申請者の資格を評価して、主任審査員、審査員、あるいは審査員補として登録する。

⑤JAB は諸外国の認定機関と相互承認 (mutual recognition) の協定を結び、日本での登録が諸外国でも通用し、相手国での登録を日本でも認めるようにしている。

2. 環境の特徴

環境 ISO、すなわち環境マネジメントシステム審査登録制度には次のような特徴がある。

①民間の自主的な制度であり、組織が ISO14001 の環境マネジメントシステムを構築するかどうか、その審査を受けるかどうか法的な強制ではなく、組織が任意に決めることである。後述の適合性評価制度では、任意分野といわれる。

②審査登録機関を認定する権限を持つ日本適合性認定協会は、経団連が中心になって創設した財団法人であり、経済産業省などの所管ではあるが、その基金は政府出資ではなく、人的な面でも役所からの天下りもなく、民間主導性を維持している。

③国際的な相互承認が可能なように、認定や審査登録（認証）の国際基準を採用している。認定機関、審査登録機関、

審査員研修機関、審査員評価登録機関のそれぞれが満たすべき要件は国際的に取り決めたガイドで定められている。審査登録機関などの認定はその要件を満たしているかどうかを書類審査と審査登録機関が行う実際の審査への立会によって実施される。

④審査登録機関が行う審査手順と審査員の資格についても ISO のガイドラインが定められている。実際の審査登録手順の細かいところでは、審査登録機関で自由に定める部分もあるが、重要な手順については JAB の承認を得ることが求められる。

⑤ISO14001 の定める環境マネジメントシステムは、政府や自治体が決めているような組織活動において守るべき環境基準（排気や排水の公害基準のような数値）を定めるものではなく、経営管理上のシステム要素に関する要求事項である。このような規格はシステム規格といわれる。

⑥システム規格は、組織の活動や製品サービスの環境影響を直接的に審査するものではないが、組織活動の成果は適切なマネジメントシステムとその運用によることを前提としている。とくに、経営者の責任、計画性のある管理（いわゆる PDCA のサイクル、つまり計画一実施

－点検－見直しのサイクルの重視)，継続的な改善，汚染に関する予防的な管理を原則として，システムに関する要求事項を定めている。

⑦審査登録機関の審査は，組織の環境マネジメントシステムがISO14001の要求事項を満たしているかどうかシステム関係の書類・記録と組織現場での観察やインタビューでの所見に基づいて行われる。

3. 環境 ISO の有効性と信頼性の確保

環境 ISO は，電気・精密機器メーカーなどが先陣をきって取組んだが，その後，環境に影響の大きい化学工業や廃棄物の多い建設業が積極的に導入し，最近では多くのサービス産業が参加している。日本の特徴は，400件を超える地方自治体の役場や清掃工場・浄水場などの現業での審査登録があることで，環境省も導入を宣言している。これは政府・自治体での環境 ISO の理解を進め，環境 ISO 支援政策をはじめ一般の環境政策に良い影響を及ぼしている。また，武藏工業大学をはじめ，玉川大学，工学院大学，早稲田大学なども審査登録を行っている。

サービス業やオフィスでの環境 ISO では，ごみの分別，電気・ガソリンなどの

省エネ，事務用品の節減などが当面の目標になることが多いが，提供しているサービスの環境影響を考えたり，有害化學物質の非使用化やその管理を強化したり，環境教育を充実したりなど，幅広い目標を設定はじめている。

メーカーでは，生産拠点での環境対策から始まったが，製品やサービスの企画開発段階からその製品の使用段階での環境負荷を低減する工夫をしたり，製品の廃棄段階での再利用やリサイクルなどを容易にするような技術開発を行うようになっている。また，環境マネジメントとして，ISO14001の枠から発展させて，環境レポート・環境会計などによる顧客や投資機関に対するコミュニケーションを進めている。

環境 ISO は，憂慮されている地球環境の悪化をとどめ，その保全や改善に貢献することが目的であるが，その目的を有效地に達成するには，循環型社会を目指す法制度や社会システムの開発ならびに一般家庭での協力が必要なことはいうまでもない。

このような直接的な目的のほかに，消費者や投資機関あるいは取引先などからの組織・企業に対する要請に応えている面もある。それは，組織の経営管理に関する情報を公開して経営管理を透明にし

てほしいという要請である。営利企業に限らず、組織がその使命を果たすために、そのプロセス、すなわち経営管理のシステムについても適切でなければならぬと一般社会が考えるようになっている。そこで、組織が公開したり主張する情報や報告書の信頼性をどのように示すかが問題となっている。その一つのツールが第3者機関による監査（あるいは認証、審査、評価など）である。

環境 ISO では、組織内部での内部環境監査を重視し、外部監査である審査登録と合わせて、環境マネジメントシステムの問題点を摘出し、経営者によるレビューを定期的に行って、システムを継続的に改善し、その結果としての成果（パフォーマンス）を向上させるように考えている。

一方、環境 ISO の制度全体としての信頼性を維持していくには、従来なら政府のお墨付きということで済んだことも、現在は、審査機関・研修機関・審査員評価登録機関・認定機関からコンサルティング機関までを含めて当事者の自主的な点検と改善の努力が必要である。認定や審査登録に関しては、3年ごとの更新審査、1年ごとあるいは臨時のサービスランクと称する簡易審査、重大な不適合があったときの審査登録機関への業務停止

命令、登録の取り消し処置、紛争処理システムなど、制度上の信頼性を維持するための仕組みが作られている。

また、経済産業省や環境省などの適切な支援を受けながら、日本適合性認定協会を中心とした組織がその努力を続けている。ISO 関連規格をはじめ諸機関認定用の国際的ガイドの作成・改訂への参加も重要で、スポーツでのルールづくりに相当するものであり、経済産業省の適合性評価検討委員会や環境規格審議委員会などがあたっている。

おわりに

環境 ISO は、その先駆格として国際的には10年ほど早く実施され、国内では1993年から日本適合性認定協会が開始した品質システム審査登録制度にならっている。このような制度は、一般的には国際貿易の自由化や公平性の維持のために行われている適合性評価制度の一貫であり、種々の分野で相互承認のできるシステムが確立されつつある。

例えば、製品安全のための分野は法律による規制に基づき強制的に認証を受けないと輸入・輸出ができない場合がある。そのような分野は強制分野といわれるが、強制分野においても各国政府の役割は法律や制度の企画作成であり、実際

の認定や認証の作業は民間のシステムを利用する場合が多い。

多くの認定／認証制度では、ルールとして基準類の作成・改訂、それを運用する機関の確立、審査員の養成と質の確保、制度の有効性と信頼性の維持などが必要である。日本では、種々の権限を保持してきた役所関係のシステムでは、認定基準、認証基準などのルールが明確でなく、その作成・改訂作業がお役所任せである。国際的なルールづくりへの産業界の取り組みは消極的で、関係者が自らのインフラとして取組む姿勢に欠けている。また、しばしば、認定機関の役割を役所自体が負ったり、認証機関も政府の外郭団体であることが多い。審査員の能力評価や継続的な訓練についても明確な規定や制度がないことが多い。

元来、日本では、評価したりされたりすることは苦手であり、何らかの権威に皆が従う風潮が強い。第3者による監査や評価がすべてではなく、自らを律して適切なシステムを作っていくことも大切ではあるが、否応なくグローバル化の進む世界では、自律性を失うことなく、他の評価や審査を受け容れて、組織の経営管理の透明性を確立し、関係者の信頼を得ていくことも重要である。

審査や評価において、高度な専門性が

必要とされる場合には、通常の審査員の能力を超えることがあり、環境 ISO では審査チームにその領域の技術専門家を参加させることによってチームとしての能力を保持している。

ある領域での技術専門家の数が限定される場合、企業なら競争相手の関係者が自社のOBしかいないということもあります。学会の論文審査でも高度に専門的な分野で査読できる人は仲間内しかいないことがある。科学研究費補助金の審査でも審査員は仲間内のことが少なくない。そのような場合でも、公正で客観的な審査が行えるような土壌を作ることが学界には求められるのではなかろうか。

(よしざわただし 経営システム科学専攻)